

標題

バラスト水処理装置の搭載期限延長及びバラスト水管理条約に関する初回検査の実施について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1116
発行日 2017年7月10日

各位

先に発行しました ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1085、No.TEC-1086 及び No.TEC-1113 にてお知らせしましたとおり、バラスト水管理条約(以下、「本条約」という)が 2017年9月8日に発効いたします。MEPC71での審議の結果、バラスト水処理装置の搭載期限が変更されましたのでお知らせいたします。

表 1 MEPC 71 の審議内容に従った処理装置の搭載期限

起工日		処理装置の搭載期限	
①	2017年9月8日より前	IOPP 証書を所持しない船舶	2024年9月8日まで
②		IOPP 証書を所持する船舶のうち、2014年9月8日から2017年9月7日までに IOPP 更新検査を完了した船舶	2017年9月8日以降の1回目の IOPP 更新検査完了日
③		上記以外の船舶	2017年9月8日以降の2回目の IOPP 更新検査完了日、又は2019年9月8日以降に行う IOPP 更新検査のいずれか早い検査完了日
④	2017年9月8日以降	全船	完工日

なお、起工が 2017年9月8日より前で、且つ IOPP 証書を所持する船舶のうち、2017年9月8日より前に IOPP 更新検査を行っていない船舶(完工時の初回検査は更新検査に当たらない)は、上記表 1 の③に該当いたします。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

また、D-2 規則(バラスト水処理装置を使用したバラスト水管理)適用の船舶だけでなく、D-1 規則(バラスト水交換)のみ適用の船舶であっても、本条約発効日までに承認されたバラスト水管理計画書及び証書を所持することが要求されます。

本条約発効直前は検査が混み合うことが予想されますので、証書を所持していない船舶につきましては、前広に初回検査を受検いただきますようお願い致します。

承認図面及び初回検査については、テクニカルインフォメーション No.TEC-1086 をご参照願います。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[一般的なご質問に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

[検査に関するお問い合わせ]

本部 管理センター別館 検査部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2027

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp